

平成 30 年 5 月 29 日

## 免許外教科担任制度に関する全国中学校の状況

全日本中学校長会会長  
東京都豊島区立千登世橋中学校長  
山本 聖志

### 1 免外に関する校長会での検討および議論の状況

免外に関する状況は都道府県によって異なるため、これまで全日中として免外による教科指導者数の集計は行っていたが、意見をとりまとめたことはなかった。今回、各地区から寄せられた回答は、①免外の解消に向けて県教育委員会や議会に対し要望書を提出している ②特に検討していない ③今後、検討していく の3点に集約される。

講師や免外による対応を必要とするのは、教員定数が必要教科の数を下回る場合や実技教科をはじめ教員免許保有者が確保出来ない場合である。また、免外解消のため、複数免許保有者の採用（教科の掛け持ち）や複数校への配置（学校の掛け持ち）が行われているが、当該教員への負担は大きいという回答が目立った。

### 2 免外を出している場合の事例や支援策

#### (1) 免外を出している場合の事例（一部）

- ①小規模校が多く、地区内全校で免外を有するケースや1校で2～3教科の免外担任も珍しくない。(H道)
- ②家庭科97名、美術80名、技術65名の免外は、全国的にも上位に位置する。(A県)
- ③(政令市を除く)県下135校のうち116名の免外。特に技術・家庭が多い。(M県)
- ④220校中137校で免外。美術45名、技術77名、家庭90名。また、免外解消のための非常勤講師を67校に配置。音楽33名、美術36名、技術7名、家庭29名。(F県)
- ⑤6学級以下の学校には、家庭科の配置が原則としてないため、複数免許保有者や特別支援学級担任に家庭科免許保有者を充てるなどして対応している学校もある。こうした対応が出来ない学校では、免外で全学級を担当したり、学年を分けて2～3人で担当したりしながら授業にあたっている。(I県)
- ⑥29年度337件の免外(政令市を含む)。教員数の約6%に当たる。(S県)
- ⑦技術、家庭、美術の免許保有者が少なく、免外は、技術120件、家庭70件、美術63件、など合計330件にのぼる。(C件)

#### (2) 免外許可を受けた者への支援策

- ①県が3日間の研修を実施。初めて免外となる教員に対し県が研修を実施。
- ②教材研究の時間確保のため、校務分掌を軽減したり、授業時数を軽減したりしている。
- ③年間計画や参考資料を他校と共有したり、定期テスト作成に係る配慮を行ったりしている。
- ④担任をもたないことや持ち時数の調整(1, 2時間の減)を行っている。
- ⑤専門科教員からの助言やサポートを行っている。
- ⑥部活動の軽減。
- ⑦配慮や支援策は特になく、教頭が対応している例が多い。

### 3 免外解消に向けて考えられる工夫等

#### (1) 免外解消に向けて考えられる工夫

- ①教員定数増が第一。適正な教員配置、加配配置が求められる。
- ②小規模校における定数改善。
- ③定数外の加配措置による実技教科の複数校兼務。
- ④複数校兼務しか解消策はないが、居場所感(所属意識)で問題が生じる可能性がある。

- ⑤免許更新の際に、他免許を簡易的に取得出来るようにする。
- ⑥小規模校に必要な学校には、1日4時間、週2日勤務の非常勤講師を配置する。
- ⑦教科免許の統合（技術・家庭）などの方策も検討する余地あり。
- ⑧音楽、美術、技術・家庭を「芸術」として教えるなど、免許法等の変更も考えられる。
- ⑨センター校を設け、複数校を担当する方法もあるが、時間割の編成の難しさや教員の負担などの課題は残る。
- ⑩教科等を配慮し、定数の改善や弾力化を考えてもよいのではないか。
- ⑪大学との連携による複数免許の取得促進。また、現職中に免許が取得出来るような体制整備。
- ⑫採用計画の段階で十分に需給を精査し、教員の必要数を確保する。
- ⑬小中一貫校や併設校において、小の免許保有者が中の授業を担当している事例もある。
- ⑭サテライト授業の実施。
- ⑮退職者等を時間勤務（パート）で再雇用する。

## （2）免外解消が難しいと思われる事例

- ①6学級以下の学校では物理的に全教科の配置が難しい。
- ②教科の標準時数において実技教科の時数が減少している。また、学力向上の声に押されテスト・調査対象の教科の配置を望む声が現場にある。
- ③地方においては、教員採用数が少なく、免許取得者が減少傾向にある。特に、採用数の少ない音楽、美術、家庭においてその傾向が顕著である（毎年数名程度の採用）
- ④学級数によって教員定数が決まっているため、解消が難しい。
- ⑤技術、家庭の免許保有者の絶対数が不足している。
- ⑥山間部等では、学校間の距離が遠く、複数配置も難しい。
- ⑦複数配置の際、曜日・時間割の調整が必要だが、自治体をまたぐことが難しいため配置校が限られてしまう。
- ⑧兼任、兼務者の負担が大きい。
- ⑨本務校への影響や高齢化に伴う人材不足が課題。
- ⑩県の予算も限られており、採用人数の総数や教科担任の人数が限られてくるため、解消は難しい。
- ⑪国からの免外解消のための予算措置がない中、県が定数を崩して講師を増員すると他への影響が大きくなることを懸念。
- ⑫離島やへき地では、定数の関係で複数教科を担当せざるを得ない状況だが、臨時免許を取得させていて免許なしの割合は少ない。
- ⑬特に技術の絶対数が不足している。又、県内で技術の免許を取得出来る大学が限られているため、採用試験の際、確保が困難。臨時講師も不足している。 ※別添資料を参照。

## 4 その他

### （1）免外決定までのプロセス（〇県S市の例）

校長が教職員の担当時間数、学級担任の有無、部活動の状況を考慮しながら、過去の免許外教科の経験等を把握し、面談の上決定する。許可対象者は、主幹教諭、指導教諭、教諭（教頭が免許外教科の担任をする場合は教諭に兼務発令後）で、免許外は一人2教科まで。許可は年度単位。

### （2）手続きのフロー（同）

- 3月15日頃 県教委 人事課長より通知 県事務所・市教委経由で学校に通知
- 4月初旬 校長が校内人事・分掌を決める際に面談等で決定。
- 4月初旬 氏名・学歴・教職年数・保有する免許状・申請教科・申請事由を明記、担当教諭の押印及び学校印押印の申請書を作成。添付書類として学級編成一覧表及び校長の理由書と合わせて市教委経由で県事務所や教育事務所に提出。
- 5月初旬 県教委 人事課で審査の上、決裁権者（各教育事務所長）の判断により決定。その後、教育職員免許法付則第二項の定めによる許可書が各学校に出される。（5月中旬頃）\*このフローは年度途中に人事異動により変更が生じた場合も申請可。